

## 平成二十年政令第三号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第  
十六号第八号に規定するやむを得ない事由  
を定める政令

内閣は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法  
律（平成十六年法律第六十三号）第十六号第八号  
の規定に基づき、この政令を制定する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以  
下「法」という。）第十六号第八号に規定する  
政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる  
事由とする。

- 一 妊娠中であること又は出産の日から八週間を  
経過していないこと。
- 二 介護又は養育が行われなければ日常生活を営  
むのに支障がある親族（同居の親族を除く。）  
又は親族以外の同居人であつて自らが継続的に  
介護又は養育を行っているものの介護又は養育  
を行う必要があること。
- 三 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関  
係と同様の事情にある者を含む。）、直系の親族  
若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の同居人  
が重い疾病又は傷害の治療を受ける場合におい  
て、その治療に伴い必要と認められる通院、入  
院又は退院に自らが付き添う必要があること。
- 四 妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と  
同様の事情にある者を含む。）又は子が出産す  
る場合において、その出産に伴い必要と認めら  
れる入院若しくは退院に自らが付き添い、又は  
出産に自らが立ち会ふ必要があること。
- 五 住所又は居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地  
にあり、裁判所に出頭することが困難であるこ  
と。
- 六 前各号に掲げるもののほか、裁判員の職務を  
行い、又は裁判員候補者として法第二十七条第  
一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭  
することにより、自己又は第三者に身体上、精  
神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認め  
るに足る相当の理由があること。

## 附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。